

神戸市防災行政無線のあり方検討調査業務 仕様書

1 目的

神戸市では、避難情報や災害情報等を多様な情報媒体とともに、防災行政無線同報系（60MHz）による発信を行っているが、音達範囲が市域全体をカバーできていないこと、音声が届きづらいこと、中継局の老朽化に伴う維持管理費用が増大していること等の課題がある。

こうした課題の解決に向け、現行の発信方式に限らず、ICT技術等の新たなテクノロジーを用いた新たな防災行政無線のあり方を検討する。

2 調達の種類・契約方法

委託契約（プロポーザル方式）・総価契約

3 業務内容

3.1 神戸市防災行政無線の概要

3.1.1 経緯

平成3年 庁内用の伝達手段として整備

平成7年 阪神・淡路大震災を受け、多数の市民へ同時に呼びかけることが可能な広報手段として同報系防災行政無線を整備

大災害時だけでなく、風水害での避難勧告等の伝達や防災関係機関・職員への防災指令発令の連絡等にも使用

平成24年 アナログからデジタル防災行政無線へ再整備

3.1.2 構成

（1）形式 同報系（デジタル60MHz）

（2）屋外型スピーカー 177か所

海岸部や屋外緊急避難場所、北区・西区の河川部等に整備

（3）戸別受信機 約1,700か所

避難所や福祉避難所、市関係施設、消防団庫（北区・西区のみ）等に整備

※詳細は、甲が別途提供する設計書のとおり。

3.1.3 課題

（1）中継局障害時の影響

親局・中継局・再送信子局・屋外型スピーカーから構成されており、中継局障害時の影響が大きく、屋外型スピーカーや戸別受信機の半数近くが使えなくなる恐れがある。

（2）中継局・屋外型スピーカーの老朽化

30年経過した建物・設備を中継局として使用しており、受変電設備も老朽化し、それに伴う維持管理費が増大している。

（3）音達範囲の制限等

屋外型スピーカーの音達範囲が300～500mであり、全市域をカバーできていない。また、音声が届きづらいという市民の意見もある。

3.2 あり方検討調査

3.2.1 方向性

中継局をなくした構成および屋外型スピーカーだけに頼らない情報伝達を方向性の基本とし、以下の点を念頭に置きながら、時代に応じた防災行政無線のあり方を検討する。

- ・現在の無線方式に限らず、各種通信手段を用いた防災情報の発信
- ・スマホやタブレット等のICT機器の普及
- ・災害時における効率的な情報発信
- ・職員数の減少を踏まえた管理・運用の簡素化
- ・保守費用の見直し

3.2.2 調査方法

事例調査を行ったうえで各種手法の優位性を比較する。以下に具体的な事例調査の方法を示すが、調査の内容に合わせ、甲との打合せを実施の上で、適宜変更や追加をすること。

3.2.2.1 事例調査

- ・他自治体事例調査（10団体程度）

神戸市と同じデジタル防災行政無線同報系（60 MHz）以外の方式を使用する自治体へのヒアリング調査

それぞれの手段が異なる自治体へ調査を実施することとし、以下の「主たる災害情報伝達手段」を調査対象の基本とするが、他の手法があった場合、積極的に調査を実施すること。

主たる災害情報伝達手段

手段	調査対象	備考
①市町村防災行政無線（同報系）	対象外	神戸市と同じ手法であるため
②MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	対象外	2029年にMCAサービスが終了するため
③市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	対象	
④FM放送を活用した同報系システム	対象	
⑤280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	対象	
⑥地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム	対象	
⑦携帯電話網を活用した情報伝達システム	対象	
⑧ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	対象	
⑨IP告知システム	対象	

※消防庁が公表する「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き（令和7年3月改定）」から引用

- ・事業者等への技術動向調査

事業者等へ災害情報伝達手段に関する最新技術・提案のヒアリング調査

災害情報伝達手段に関しての最新技術や新たな提案について事業者等にヒアリング調査を実施すること。なお、災害情報伝達手段のヒアリングは10者以上行うものとし、災害情報伝達手段としては、上述の「主たる災害情報伝達手段」を含む。

- ・神戸市防災行政無線の現状調査

設計書（甲から提供）の査読、ベンダーへのヒアリングや現地設備の踏査

3.2.2.2 自治体アンケート（10 団体程度）

自治体に対する今後の整備方針等のアンケート調査

対象は、今後、防災行政無線の整備を検討している自治体や、神戸市と同様に防災行政無線のあり方の見直しを行っている自治体とする。

3.2.2.3 各種手法の優位性比較・災害情報伝達手段の提案

（１）「3.2.2.1 事例調査」で調査を行った各手法の優位性比較

以下の比較項目は必須とする。

イニシャル・ランニングコスト、伝達可能な範囲、システム構成、構築期間、維持・管理方法、課題

※神戸市防災行政無線も優位性比較の対象とする。

（２）災害情報伝達手段の提案

（１）の優位性比較を踏まえた新たな災害情報伝達手段の提案

なお、提案手段にあたっては、屋外型スピーカー及び戸別受信機等の個人への情報伝達手段を含むこと。

3.3 スケジュール

各調査段階において、中間報告及び最終報告を各１回行うこと。なお、甲から報告の求めがあれば、適宜対応すること。

- ・中間報告日は、甲と打合せを実施の上、決定すること。
- ・各種手法の優位性比較段階における最終報告は、令和７年７月末までに実施すること。

4 情報セキュリティに関する遵守事項

4.1 秘密の保持

本業務に関して知りえた一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

4.2 神戸市情報セキュリティポリシー

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

5 提出書類・時期

- | | |
|------------------|--------------------|
| （１）業務責任者通知書（様式１） | 契約締結日まで |
| （２）業務実施計画書（任意様式） | 契約締結日から10日以内 |
| （３）打合せ議事録 | 打合せ実施後 |
| （４）再委託承諾申請書（様式２） | 再委託実施前まで ※必要に応じて提出 |

(5) 各中間・最終報告（任意様式） 3.3スケジュールのとおり

(6) 情報セキュリティ対策の実施状況報告書 契約終了後

※すべて電子データにて提出すること。

6 履行場所

神戸市加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館
危機管理局危機対策課

7 検査

履行完了の通知があった日から10日以内に行う。

8 支払方法

一括払

契約期間終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に行う。

9 注意事項

- (1) 契約締結後速やかに要求課の担当者と契約履行について打ち合わせること。また、詳細や仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度担当課と協議すること。
- (2) 乙が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、甲は、契約金額以外の費用を負担しない。

10 担当部署

危機管理局危機対策課 TEL：078-322-6237